

十勝バス労働組合 執行委員長 久保 真司から、令和6年（2024年）2月13日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和6年（2024年）2月14日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 2024年春闘における各項の要求
- 2 日 時 2024年3月14日 始発より本件の完全解決まで
- 3 場 所 十勝バス労働組合組合員の従事する全職場
- 4 概 要 前記場所の全体または一部で、全面ストまたは部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を行う。